

すでに始まっている新たな「戦前」

憲法・教育基本法の「改正」

‘05.4.20.

畑 安次

はじめに 問題提起

敗戦直後においては「憲法より飯だ」というのが国民の切実な叫びであったといわれてきました。この叫びは、「人間的生存」を根底的に否定され、あるいは脅かされてきた人々の怒り、つまりファシズムに対する怒りであり、生きることへの本能的衝動にほかなりません。戦後政治の原点としての憲法の平和主義は、この本能的衝動を理性的に表明したものだ、私は学生時代から考えてきました。憲法はその前文において、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意」するとして「戦争責任」の所在を明確にしています。平和主義の理念を考えるにあたっては、この点を押さえておくことが重要だと思います。

憲法学の観点から最初に確認しておかなければならないのは、「15年戦争」といわれるわが国の侵略戦争の「法的責任」を当時の「臣民」にもとめることは出来ないということです。旧憲法においては、「臣民」は主権者として位置づけられていなかったからであります。それゆえ、侵略戦争の政治的・法的責任はまず旧憲法上主権者として君臨した天皇およびその下に位置づけられていた日本政府、さらには軍部、財閥等に求めねばならないと考えます。しかし、そのことは「臣民」が道義的責任を免れるということの意味しません。

このこととの関連で言えば、現憲法は国民主権の原理を明確にしていることから、今後わが国が戦争を行うようなことがあれば、その政治的・法的責任は主権者国民自身に直接的に問われることになるでありましょう。したがって、この国民主権原理に基づく憲法の平和主義から導き出されるのは、「戦争をしてはならない」ではなく、「戦争をさせてはならない」という命題であることを確認しておきたいと思えます。さらに確認しておきたいのは、以下に見ますように、現在、憲法と教育基本法の「改正」作業がワン・セットで押し進められようとしていることでもあります。

憲法・教育基本法の「改正」をめぐる政治状況

さて、皆さんご存知のように、さる4月25日、衆議院の憲法調査会は最終報告書を決議し、同調査会の中山太郎会長がそれを河野洋平衆議院議長に提出しました。新聞各紙にはその概要が報じられていますので、皆さんお読みになっていると思います。ここに至るまでの作業の概要も、これまで各紙が報じていますので、それを追う形で話を進めます。

‘05年3月9日の北陸中日新聞は、「改憲試案の前文4理念で構成」と題して「自民党新憲法起草委員会（委員長：森喜朗前首相）が4月末に公表する改憲試案のうち、前文の構成が8日明らかになった」として、次のように報じています。

自主憲法の4つの理念 「日本の姿」「日本が目指すべき国家理念」「自主防衛」「自主憲法」・・・前文をこの順序で書く。これは「起草委員会『前文小委員会』（委員長：中曽根康弘元首相）の作業部会が、前文の原案をまとめたもので、前文はまず日本の自然、風土、歴史、伝統、文化、国民性に触れて、『日本の姿』を表わす。」「『国家像』では、『国際平和に貢献し、世界の中で名誉ある役割を果たす』という表現で、自衛隊の海外派遣を念頭に、国際貢献を積極的に進める『積極的平和主義』を前面に（出す）。平和主義、国民主権、基本的人権の尊重といった現憲法の三原則は継承し『発展させる』と書き込む。」[続く『自主防衛』では、『国と国民の安全を自ら守る』と打ち出し、最後に『自らの手で憲法を制定した』と宣言する。]

また、‘05年4月2日の北陸中日新聞は、次のように報じています。

自民党新憲法起草委員会（委員長：森喜朗前首相）は1日、「『前文』『天皇』『国会』など10のテーマに分かれた小委員会の委員長報告を基に、今月中旬をめどに要綱を策定する方針を固めた。起草委は要綱を基に条文化を進め、今月末の『森委員長試案』取りまとめを目指す。ただ条文化は難航が予想され、大幅に遅れる可能性もある。・・・要綱では、前文で国民主権など現憲法の三大原則や、積極的平和主義を明記。9条2項を改正し、自衛ならびに国際貢献のための軍を保有することができるとする。非常事態に関する対応や『国防の責務』を明文化する。」

さらに、‘05年4月5日の北陸中日新聞は、次のように報じています。

「自民党新憲法起草委員会は4日、条文化した形での『森委員長試案』の月内策定を断念した。各小委員会内で意見が分かれているだけでなく、小委員会同士が対立しているテーマもあるためだ。多くの条文が複雑に絡み合う憲法論議の難しさが、あらためて浮き彫りになった。」

その上で、「安保・非常事態」について、わが国の平和主義の原則は不変 自衛のための自衛軍を保持（集団的自衛権行使を容認） 自衛軍は国際的平和と安定に寄与 首相の最高指揮権、民主的文民統制に関する規定を盛り込む 軍事裁判所、非常事態、安全保障基本法、国際協力法を検討、と報じています。

ただし、「軍事裁判所の設置問題については『安全保障』小委では設置を求める意見が強く、『司法』小委では『従来の裁判所で設置できる』などと設置には消極的だった」と報じています。

また、「小委員会内で意見集約できない項目もある。／有事の際での首相の非常事態宣言を認める規定を盛り込むかどうかもそのひとつだ。『安全保障』小委では当初、盛り込む方向が強まっていたが、最近になって『安全保障基本法でも対応できる』と慎重論が出てきたため・・・検討事項にとどまった」と報じています。

このような経過を経て、4月15日に、その報告書が衆議院議長に提出されたわけであり
ます。

さて、この報告書に関して、4月16日の北陸中日新聞は、「衆議院調査会での意見の分布」状況を報じています。それによると、「自衛権・自衛隊と憲法の関係」について、「位置づけを明確にすべき」だと発言した委員の数が最大（47人）であり、また、「集団的自衛権の行使を認めるべき」だという意見（23人）が「限度つきで認めるべき」だとの意見（23人）を含めて最大であり、「非軍事分野に限らず国連集団安全保障活動に参加すべき」だとする意見（30人）が多数意見であります。

条文化した形での『森委員長試案』の月内策定は断念されたとはいうものの、「いよいよ、ここまで来たか」との感を拭いきれません。それと同時に、自民党による改憲作業が終着点に至ろうとしているのに、それに対する国民の無反応に、私は不気味さを覚えています。

日本国憲法・教育基本法の普遍性

打ちのめされた時に「歴史」がわかる

さて、ここでは日本国憲法と教育基本法について考えてみたいと思います。はたして憲法と教育基本法はその歴史的使命を終えて、「改正」を余儀なくされているといえるでしょうか。まず、憲法と教育基本法の前文について考えてみましょう。憲法前文では次の3点が確認されています。

1 憲法前文

第1点：「日本国民は・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言」する。

第2点：「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

第3点：「われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはな

らないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」

第1点では、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」、そのためには政治の最終的責任を国民が負うこと、すなわち「国民主権」の原則を確認しています。昨今の中国における「反日デモ」との関係で言えば、問題は、わが国が今日に至るまで戦争責任を明確にしないまま来たことであり、中国・韓国等の諸国民から厳しい批判を受けていることは皆さん承知のとおりであります。したがって、主権者国民もまた政府に対して明確な姿勢を求めてこなかったことについて、責任を負っているといえましょう。

第2点では、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「平和のうちに生存する権利を有することを確認」しております。問題は、「諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」ことは、あまりにも消極的で他力本願であって、今日の世界情勢に対応できないのではないかという点であります。この点をめぐって問題にすべきは、戦後のわが国の自民党政府が憲法改正を国是として掲げてきたため、憲法に従った国際政治への対応が不十分であったことを押さえておかねばなりません。

第3点では、「いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」ことを確認していますが、はたしてわが国の戦後政治がこの確認に明確に対応し得てきたのかという否定的にならざるを得ません。戦後の日米安保条約の下におけるわが国の国際政治への対応が憲法の平和主義を前提としたものであったかどうかについて改めて総括すべきであります。

2 教育基本法

次に、「準憲法」といわれる教育基本法前文では、以下の3点が確認されています。

第1点：「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」

第2点：「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。」

第3点：「ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

教育基本法は、この前文を受けて、「教育の目的」と「教育行政」について、次のように規定しています。

(1)教育の目的(1条):「教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家および社会の形成として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」

(2)教育行政(10条)

「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」(1項)

「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」(2項)

教育基本法では、国民主権、人権尊重主義、平和主義という憲法理念の実現を「教育の力にまつべきもの」として、教育は憲法理念の実現を目標にすべきであることが確認されています。しかし、1950年代初頭におけるわが国の独立を契機として、憲法を前提とした教育行政が大きく転換されてきたことは周知の事実であります。そのことをもっとも明確に示しているのは、自衛隊発足の前年(1953)、池田・ロバートソン会談において、日米間で次のような「覚書」が交わされていることでもあります。

「会談当事者は日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することがもっとも重要であることに同意した。日本は教育および広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任を持つものである。」

これ以降自衛隊が発足しますが、それに呼応する形で反憲法的教育行政が推し進められることとなります。大きな事項だけを追ってみましょう。

第1に、「教科書攻撃」であります。1955年に自由民主党結成直前の民主党は『うれうべき教科書の問題』第1集を刊行して、わが国の教科書は社会主義・共産主義を前提とするものであるという攻撃を開始します。

第2に、教育委員会法の廃止と「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の制定(1956)であります。教育委員会法は1948(昭和23)年に制定され、これによって憲法の定める地方自治の原則を教育の世界においても貫こうとしたものであります。そこでは、教育基本法を踏まえて、「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という自覚のもとに公正な民意により、地方の実情に則した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的と」して(第1条)、教育委員会の公選制を定めたのであります。それが、この「地方教育行政の組織及び

運営に関する法律」によって、任命制に変えられていくのであります。

第 3 に、教科書調査官の設置（1956）であります。

第 4 に、勤務評定実施（1956）であります。

第 5 に、中学校学習指導要領の官報告示（1958）であります。学習指導要領は当初は文部省「試案」として提示されたものであり、教員に対する指導助言文書にすぎなかったものが、1958（昭和 33）年に官報に登載されるようになって次第に法的性格を有するものとして扱われるようになってきます。学習指導要領は法的には文部省告示でしかありませんが、教科書検定の基準となるものであります。学習指導要領の官報登載と教科書調査官の設置は、相まって教科書検定の強化をもたらすこととなります。

第 6 に、全国中学生一斉テストの実施（1960）であります。これは、私の中学時代のことでもあります。

もうこれ以上事実を列挙する必要はないでしょう。要するに、1950 年代は反憲法的教育行政の地ならしの時期であったといえましょう。

3 教育基本法「改正」原案

ところで、さる 4 月 12 日に明らかになった教育基本法「改正」の政府原案で注目されるのは、「教育の目標」として「公共の精神の重視」「伝統文化の尊重」「国を愛する心の涵養」を盛り込んでいることでもあります。（'05.4.15.読売新聞）この原案は、昨年 6 月 16 日に了承された与党（自民・公明）の「与党教育基本法改正に関する検討会」の中間報告を受けたものであります。（ただし、中間報告では、「伝統文化を尊重し、郷土と国を愛し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の涵養」という自民党案と「伝統文化を尊重し、郷土と国を大切にし、国際社会の平和と発展に寄与する態度の涵養」という公明党案が併記されていました）この教育基本法「改正」の政府原案は、先に見た憲法 9 条「改正」の動向に呼応するものであることは明らかであります。憲法「改正」と教育基本法の「改正」作業がワン・セットで進められてきたことを明示するものと言えましょう。

日本国憲法・教育基本法の普遍性

「豊か」になると「歴史」を忘れる？

私は 1945 年生まれでありますので、戦後とともに、憲法・教育基本法とともに歳を重ねてきました。しかし、その両者が「改正」されようとしております。戦後 10 年の段階で経済白書は「もはや戦後ではない」と豪語し、それ以降わが国は「高度経済成長」を遂げて

世界の「一流国」になったといわれてきました。しかし、はたしてそうでしょうか。確かに「豊か」にはなりました。しかしその「豊かさ」は「物質的なもの」であって、世界に通じるものでありましょうか。その「物質的豊かさ」も、先が案ぜられる状況にあります。今や、国連常任理事国入りを目指してわが国は奔走していますが、中国・韓国等をはじめとして、「戦争責任」を果たしていない国にその資格はないとして厳しい批判を受けていることは紛れもない事実であります。物質的に「豊か」になったとしても、「戦争責任」を今なお果たしていない国が世界をリードしてゆく資格があるといえましょうか。「『豊か』になると『歴史』を忘れる」といわれるようなことがあってはなりません。私達は、今、国際社会からそのことを厳しく問われているといえましょう。

日本国憲法・教育基本法「改正」の反歴史性

そして「歴史」は繰り返される？

すでに見てきたように、憲法・教育基本法の「改正」をめぐる議論は、国際情勢にいかに対応するかという現実主義的視点に基づくものであって、そこには国際社会の平和秩序をどのように構築していくのかという視点が見られません。その視点は、憲法・教育基本法が57年前に提示しております。その意味では今回の憲法・教育基本法の「改正」の反歴史性は明らかであります。

今必要なことは、国際情勢の現実にも右往左往することではなく、憲法・教育基本法の原点に立って息長く国際社会に向かって問題提起していくことでもあります。政治が現状に追い回されるだけでは、歴史の創造は不可能であります。戦後世代の私達が、憲法・教育基本法の普遍性を後世にどのように継承していくかということが厳しく問われているといえましょう。

おわりに 「草の根民主主義」のルネッサンス

18世紀の段階で、J.ルソーは当時の政治的先進国イギリスについて、イギリス人は自由だと思っているが、彼らが自由なのは選挙のときだけであって、選挙が終われば彼らはゼロになってしまう、といったことを述べています。わが国の政治的現実にそのまま当てはまらないでしょうか。「草の根民主主義」という言葉がかつて語られたことがあります。その「草の根民主主義」のルネッサンスの必要性を痛感する昨今であります。デモクラシー社会は、それを構成する人民の政治意識に見合った現実しかもたらさないということを肝に銘じて、終わりといたします。